

○総務省経済産業省告示第二号
国土交通省

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸建設省、自治

省、
令第二号）の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める

告示（昭和四十八年通商産業省、運輸省、建設省、自治省告示第一号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年八月二十七日

総務大臣 石田 真敏

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(溶接部の試験等) 第六十八条の十二 [略] [2・3 略]</p> <p>4 特定屋外タンクの溶接部で次の各号に掲げるものは、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験によつて漏れがないものでなければならぬ。</p> <p>一 構造上の影響を与える有害な変形がないタンクの底部に係る溶接部(ぜい性破壊を起こすおそれのないものであつて、補修工事(タンク本体の変形に対する影響が軽微なものに限る。)に係るものに限る。)</p> <p>二 接液部以外の側板に係る溶接部(取替え工事に係るものを除く。)</p> <p>三 屋根(浮き屋根のものにあつては、その総体とする。)及び浮き蓋の総体に係る溶接部</p> <p>四 ノズル、マンホール等に係る溶接部</p>	<p>(溶接部の試験等) 第六十八条の十二 [同上] [2・3 同上]</p> <p>4 特定屋外タンクの屋根(浮き屋根のものにあつては、その総体とする。)、浮き蓋の総体、ノズル、マンホール等に係る溶接部は、真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験によつて漏れがないものでなければならぬ。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	